

神奈川大学大学院法務研究科法務専攻 に対する認証評価結果の付記事項に関する検証結果

I 検証結果

貴大学大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）から提出された付記事項に係る対応状況に関する報告書等を検証した結果、学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮に関して、教育課程の編成が法律基本科目に傾斜したものとなっているという重大な問題が存在している件については、法律基本科目の実質を有すると評価された展開・先端科目群の3科目のうち、2科目については依然として改善の余地を残しているものの、1科目については改善がなされたものといえるところであり、こうした状況を踏まえるならば、昨年度指摘された最も深刻な状況は脱したものと判断されることから、次年度以降は、検討結果報告書等の提出を再要請しないこととする。

II 総 評

（1）検討結果報告書等の提出要請の趣旨

本協会は、2013（平成25）年度の本協会法科大学院認証評価結果（以下「認証評価結果」という。）において、貴大学大学院法務研究科法務専攻（以下「貴法科大学院」という。）に対し、学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮に関して、教育課程の編成が法律基本科目に傾斜したものとなっているという重大な問題が存在しており、本評価結果を踏まえて、可及的速やかに適切な措置を講ずることが求められることから、本件に係る貴法科大学院の対応状況に関する報告書を取りまとめ、改善が認められるまで毎年提出されるよう要請した。

（2）2014（平成26）年度に提出された資料

上記の判断を受け、2014（平成26）年度においては、貴法科大学院より、本件に係る対応状況に関する報告書として「認証評価結果付記事項に関する報告書」（以下「報告書」という。）及び根拠資料（「2014 法科大学院履修要覧・シラバス」）等が提出された。

（3）本協会法科大学院認証評価委員会による検証内容

本年度、本協会法科大学院認証評価委員会は、上記の「報告書」及び根拠資料に基づき慎重に検証を行った。検証により判明した、教育課程の編成が法律基本科目に傾斜したものとなっているという重大な問題への対応状況については、以下の通りである。

①展開・先端科目群の「企業取引と決済」「金融法」及び「中小企業法」の内容・分類について

認証評価結果においては、展開・先端科目群に分類されている「企業取引と決済」「金融法」及び「中小企業法」について、それぞれ以下のような評価がなされていた。

すなわち、「企業取引と決済」については、教材や定期試験等の内容を確認すると、実際の授業内容は、法律基本科目として扱われるべき商行為法及び手形法・小切手法の基本的な事項に留まっており、展開・先端科目群としての専門性に乏しいものであった。

「金融法」については、シラバスの授業計画には、民法の主要な論点が列記されるとともに、定期試験の問題においても、民法の事例問題が出題されていることが認められ、実際の授業内容は法律基本科目の範囲に留まるものであった。

「中小企業法」については、全15回の授業計画のうち半分近くが、民法、商行為法及び会社法の基本事項を扱っており、実質的に法律基本科目の内容に留まるものとなっていた。

そして、上記の展開・先端科目群に分類される3科目について、いずれも法律基本科目の実質を有するものと評価された結果、これらを履修した場合には、法律基本科目の単位に計上すべきと判断されることとなり、したがって、修了要件総単位数に占める法律基本科目の割合は、最大で70.6%にまで達する事態を生じていた。

この点について、貴法科大学院においては、上記3科目を展開・先端科目群に分類したままとし、それぞれの内容を当該科目群に相応しいものに改めることとされている。そして、「2014 法科大学院履修要覧・シラバス」の各科目のシラバスを確認する限り、確かに昨年度までの内容と比較して、いずれも一定の変更がなされたところが認められる。

(4) 本協会法科大学院認証評価委員会の検証結果

本協会法科大学院認証評価委員会においては、上記の対応状況について慎重に検証した結果、以下のように判断した。

まず、問題とされた展開・先端科目群の3科目に関して、「中小企業法」については、当該授業科目のシラバス及び追加で提出された定期試験の問題等を確認する限り、中小企業に特有の法律問題を取り扱っていることが認められ、その内容は法律基本科目の範囲を超えたものといえることから、改善がなされたものと判断できる。他方において、「企業取引と決済」及び「金融法」については、各授業科目のシラバスや定期試験の問題、授業教材等を確認するならば、一定の努力がなされたものと認められるものの、教授されている内容は、いずれも依然として法律基本科目の範囲に留まるものであって、なおも改善の余地を残していると評価せざるをえない。

ついで、上記のような各科目の改善状況を踏まえつつ、法律基本科目群に傾斜したカリキュラム編成か否かという点について検討するならば、以下のような結論が導出される。すなわち、「企業取引と決済」及び「金融法」については、より一層の改善が必要であるが、

「中小企業法」は改善がなされ、展開・先端科目に相応しい内容と評価しうるところであり、この結果に基づきつつ、修了要件総単位数（102 単位）に占める実質的な法律基本科目の単位数（70 単位）の割合の最大値を算出するならば、68.6%という数値が導きだされ、これは法科大学院基準評価の視点 2－3 の留意事項に規定する 70%を下回るものである。

したがって、昨年度の認証評価結果において指摘した事項に関しては、展開・先端科目群の 2 科目について、さらなる改善が必要であると指摘せざるをえないが、肝腎の法律基本科目群に傾斜したカリキュラムか否かという点については、最も深刻な状況は脱したものと判断されることから、次年度以降は、報告書等の提出を再要請しないこととする。なお、展開・先端科目群の上記 2 科目に関しては、今後「改善報告書」の検討の際に、改めてその改善状況を確認することとしたい。